

一般社団法人日本人間工学会功労賞 選考及び授与規程

第1条 (本賞の目的)

本賞は、日本人間工学会の各種事業の遂行に顕著な功績があり、推奨できると認められる個人および団体を表彰することを目的とする。

第2条 (本賞の対象)

本賞は、次のいずれかに該当する者に対して授与されるものとする。

- (1) 支部長を含む役員を9年間以上務め、かつ原則として満60歳以上の者
 - (2) 本学会に特に顕著な功績があると認められる個人および団体
- 但し、現職の役員は選考対象から除く。

第3条 (本賞の内容)

本賞の内容は、賞状及び副賞（記念品）とする。

第4条 (選考主体)

本賞の選考は表彰委員会が行い、選考理由とともに選考結果を理事会に諮り、受賞者を決定する。

第5条 (選考方法)

- (1) 選考は年に1度行い、第2条に基づき本賞の目的を踏まえ、受賞者の選考を行う。
- (2) 該当なしも可とする。

第6条 (表彰方法)

功労賞受賞者には、原則として総会において理事長より賞状及び記念品を授与する。

附則

- 1 本規程は2009年4月1日より施行する。
- 2 一般社団法人化に伴い2009年11月13日改定
- 3 本規程は2010年3月23日より施行する。